

## 「佐久の鯉太郎ミニ」着ぐるみの出演に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、佐久市特別観光 PR 大使を務めるキャラクター「佐久の鯉太郎ミニ」の着ぐるみ（以下「鯉太郎ミニ」という。）にイベント等の出演を申込み場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(出演の定義)

第2条 この規定に定める出演とは、鯉太郎ミニとともにスタッフも派遣する「派遣出演」と、鯉太郎ミニの出演を依頼する者（以下「依頼者」という。）に鯉太郎ミニを貸し出す「貸出出演」の2区分をいう。なお、派遣出演と貸出出演のいずれとするかは、佐久市観光協会が決定する。

(イベント出演依頼書の提出)

第3条 依頼者は、あらかじめ、鯉太郎ミニ出演依頼書を佐久市観光協会に提出し、その承諾を得なければならない。

2 依頼者は、出演依頼に際して主催団体概要、イベント企画書、その他佐久市観光協会が求める資料を提出しなければならない。

(出演の承諾)

第4条 佐久市観光協会は、前条の規定による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するイベントであるときに、鯉太郎ミニの出演を承諾することができる。

- (1) 国、地方自治体、その他公共団体が主催するイベント
- (2) 佐久市又は佐久市観光協会が後援するイベント
- (3) 自治会、その他の公共的団体等が主催する公益的なイベント
- (4) その他、市の観光 PR に資するイベント 等

2 佐久市観光協会は前項の規定に該当するイベントのうち、特に観光振興に資するイベントであると認められるときには、鯉太郎ミニの派遣出演を承諾することができる。

(出演料)

第5条 鯉太郎ミニの出演料は、近隣市町村を越える場合、佐久市～イベント開催地までの往復交通費・鯉太郎ミニ～運搬費をご負担いただきます。

2 ただし、次の場合は無償とする。

- (1) 特に観光振興に資するイベントであると認めるとき
- (2) 国、地方自治体、その他公共団体主催のイベントで利用するとき
- (3) その他、佐久市観光協会が無償とすることが適当であると認めるとき

(利用上の遵守事項)

第6条 依頼者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 鯉太郎ミニを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりにイベントを実施すること。
- (3) 出演期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で利用しないこと。
- (6) 荒天時に屋外で利用しないこと。
- (7) 佐久市の品位を傷つける利用をしないこと。
- (8) キャラクターのイメージを損なう利用をしないこと。
- (9) 法令または公序良俗に反する行為に利用しないこと。
- (10) 政治的活動または宗教的活動等に利用しないこと。
- (11) 営利目的の活動に利用しないこと。
- (12) その他、佐久市観光協会が特に付した条件に従うこと。

(出演の承諾の取消し)

第7条 依頼者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規定に違反したときは、イベント出演の承諾を取り消す。この場合、依頼者に損害が生じても、佐久市観光協会はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 鯉太郎ミニを汚損した場合は、利用者の責任と負担により補修またはクリーニングその他必要な手段を講じ、原状に復さなければならない。

(佐久市観光協会の責任)

第9条 鯉太郎ミニの利用により、利用者が被った被害、または利用者が第三者に与えた損害に対しては、佐久市観光協会は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規定に定めるもののほか、鯉太郎ミニのイベント出演について必要な事項は、佐久市観光協会が別に定める。

附 則

この規定は、平成25年10月1日より施行する。